

第1条（会員）

本人会員は、ならコープショッピングカード会員特約（以下「本特約」といいます）及びカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（対象クレジットカード）

本特約は、市民生活協同組合ならコープ（以下「ならコープ」といいます）と提携して当社が発行するならコープショッピングカード（以下「カード」といいます）に適用する特約となります。

第3条（提携会社におけるカードショッピングの支払方式）

提携会社および提携会社と特約する加盟店におけるカードショッピングの支払方式は、カード会員規約の定めにかかわらず、別表の通りとします。
但し、商品・サービスにより、支払方式の一部が利用できない場合、また支払回数、支払期間、手数料、支払月が異なる場合があります。

第4条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、カード会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約がカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) カード会員規約第6条の規定は、本特約を変更する場合にこれを準用します。
- (3) 本特約において使用する用語の意義は、本特約において特段の定めがない限りカード会員規約に従うものとします。

別表

提携会社におけるカードショッピングの取引条件

(1) 1 回払い	
支払回数 (回)	1
支払期間 (ヵ月)	1
手数料率 (実質年率) (%)	0.00
利用代金 100 円あたりの手数料の額 (円)	0.00
・支払総額は、カードショッピングの利用代金に上記の手数料を加算した金額となります。 ・1 回払いには、事務処理上の都合によりカード利用日から支払日が 2 ヶ月を超えるものを含みます。	
(2) 日本国外で利用した場合の支払方式	
原則として 1 回払いとします。 但し、当社が定める日までに会員から申出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、「リボルビング払い」又は「分割払い」を指定することができます。	
(3) カードショッピングの利用代金の締切日・支払日	
・カードショッピングの利用代金の「締切日」は毎月末日とし、締切日を含む月の翌月の 27 日を第 1 回目の「支払日」、以降毎月 27 日を第 2 回目以降の「支払日」として、本人会員は分割支払額又は弁済金を支払うものとします。尚、当日が金融機関休業日の場合には翌営業日を「支払日」とします。 ・支払方式又は事務処理上の都合により、締切日を含む月の翌々月以降の 27 日からの支払となる場合があります。	
(4) 支払期日	
当社に対する債務を支払うべき期日であって毎月 27 日を「支払期日」とします。	
(5) カード等の利用に関する特約は下表の通りとします。	
①カード紛失・盗難保険に関する事項	カード会員規約第 11 条をご確認ください。
②年会費に関する事項	カード会員規約第 4 条をご確認ください。
③カード・カード情報の保管、管理に関する事項	カード会員規約第 7 条をご確認ください。
④カード・カード情報が第三者によって利用された場合の利用者の責任に関する事項	カード会員規約第 10 条をご確認ください。
⑤取引条件の変更に関する事項	カード会員規約第 6 条、第 16 条をご確認ください。

書面記載事項

(1) 見本、カタログ等の現物の相違による契約の解除		
カード会員規約第 22 条をご確認ください。		
(2) 遅延損害金の計算方法		
	カードショッピングの支払金の支払を遅滞した場合	期限の利益を喪失した場合
1 回払い	支払期日の翌日から支払済みに至るまで、当該支払金に対し年 14.6% を乗じた額	期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年 14.6% を乗じた額
年 365 日 (閏年は年 366 日) の日割計算		
(3) 期限の利益の喪失		
カード会員規約第 25 条をご確認ください。		

(4) 債務の弁済に要する費用として手数料以外に購入者から徴求する費用
・本人会員は、カードショッピングの支払金等の支払を遅延し当社が以下の各号のいずれかの手続きを行った場合は、回収事務手数料として 210 円（税込）を支払うものとします。 ①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合 ②本人会員宛に振込用紙を送付した場合 ③本人会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合 ・会員の要請によりカードを再発行した場合は、当社は本人会員に対し、カードの再発行手数料 1,100 円（税込）を請求することができます。
(5) 商品の所有権の留保に関する事項
カード会員規約第18条をご確認ください。
(6) 早期完済の特約に関する事項
本人会員が、当初の契約の通りにカードショッピングの支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払った場合は、本人会員は 78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。但し、リボルビング払いの場合はこの限りではありません。
(7) 管轄裁判所に関する事項
カード会員規約第31条をご確認ください。

※上記以外の記載事項は「カードご利用明細」をご確認ください。

※包括信用購入あっせん業者の名称及び相談窓口はカード会員規約の末尾をご確認ください。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号